
民間の発行する証明書に関する検討

1. 民間発行証明書の検討概要

検討のポイント

ワンストップサービスの実現に当たっては添付資料の電子申請への対応が必要となるため、以下のような民間で発行される証明書についても電子申請に対応する必要がある。そこで、民間発行証明書について電子申請への対応の方法を検討した。

検討の方向性

現在の申請では申請者が民間発行証明書を揃えて申請を行っているが、電子申請では負担軽減を図るため民間発行証明書の発行機関と運輸支局等をOSS経由でつなぐなどの方法を想定している。(業務の効率性を考慮し、確認結果の収集、管理を外部委託する可能性もある)

民間発行証明書については、以下の電子化主体により電子申請への対応を行う方向で検討した。具体的な実現方式についてはこれらの主体と今後調整を行っていかねばならないが、現時点では以下のような方向性を想定している。

証明書名	電子化主体	電子化方法
完成検査終了証 兼 譲渡証明書	自動車メーカー	自動車メーカー(販売店)にて完成検査終了証(兼譲渡証明書)情報を電子化し、OSSへ通知する
自動車損害賠償責任 保険証明書	損保会社等	(1)申請時には保険番号等の入力のみで可能とし加入は事後確認を行う (2)損保会社等にて自賠責加入情報を電子化し、OSSからの問合せに対し加入情報を回答する等の案について検討中
保安基準適合証	指定整備事業者等	指定整備事業者から保安基準適合証情報を入力し、保安基準適合性確認のメインセンター(業界団体等のシステムを想定しつつ検討)にてOSSからの問合せに対し保安基準適合証情報をOSSへ通知する

申請者の利便性、手続の迅速化を考慮し、電子申請では以下の点において現行と異なる運用を検討している

完成検査終了証 兼 譲渡証明書

車の注文時に発行される車両特定番号(注文番号等)を活用することにより車台番号が確定する前の申請を可能とする

自動車損害賠償責任保険証明書

上記の(1)の場合: 自賠責加入時に交付される自賠責証明書に記載された保険番号等にチェックディジットを組み込み偽造防止を行うことで、保険番号等の入力での申請を可能とする。

2. 完成検査終了証 兼 譲渡証明書

■完成検査終了証 兼 譲渡証明書について

- ・完成検査終了証とは自動車メーカーが型式指定を受けた自動車について出荷時に安全性の確認などを行ったことを証明する書類であり、同一書面上に譲渡証明書も記載されている
- ・新車新規登録時に運輸支局等へ提出する事により自動車の提示に代えることができる
- ・現在の申請においては自動車メーカーの発行した完成検査終了証を販売店が受け取り、譲渡証明書部分を完成させて運輸支局等へ提出されている

■ワンストップサービスにおける運用(案)

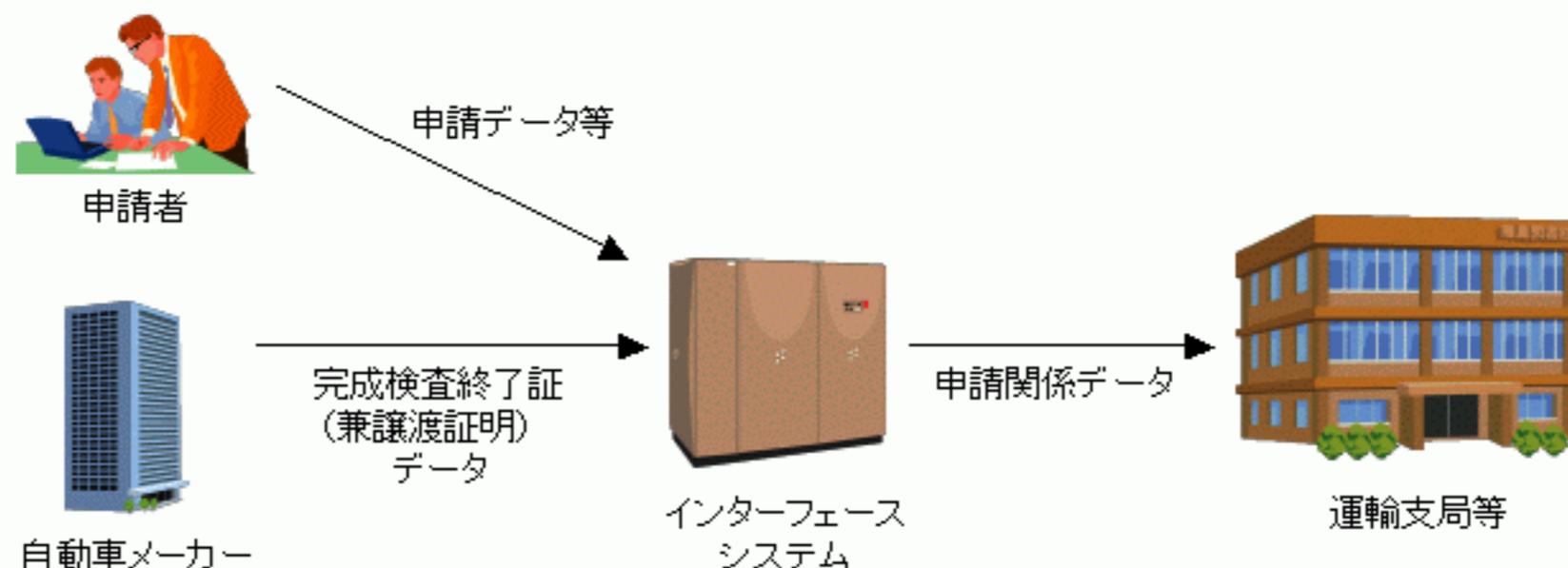
ワンストップサービスにおいては、完成検査終了証 兼 譲渡証明書は電子的に確認されることを検討している

①自動車メーカーにて完成検査結果を電子データ化し、譲渡証明書部分を完成させる

②自動車メーカーのシステムとOSSを連携させ、自動車メーカーからインターフェースシステムへ完成検査終了証 兼 譲渡証明書データを送信し、インターフェースシステムは運輸支局等へデータを送信する

※新車新規検査登録の申請は、車購入の契約時等に行われることが想定されるが、この時点では車台番号が確定していないこともあるため、ワンストップサービスでは車台番号が確定する前の申請を可能とする方向で検討を行った

※送信される完成検査終了証データは、型式指定車であれば諸元情報が既にMOTAS側で所持されていることなどから、必要となる情報のみの送信となる



3. 保安基準適合証

■保安基準適合証について

- ・保安基準適合証とは指定整備事業者にて行った検査結果が基準に適合していることが確認された車両に対して発行される書類である
- ・継続検査及び中古新規登録においてはその提示により運輸支局等への自動車の提示に代えることができる
- ・現在の申請においては指定整備事業者の発行した保安基準適合証を運輸支局等へ提出している

■ワンストップサービスにおける運用(案)

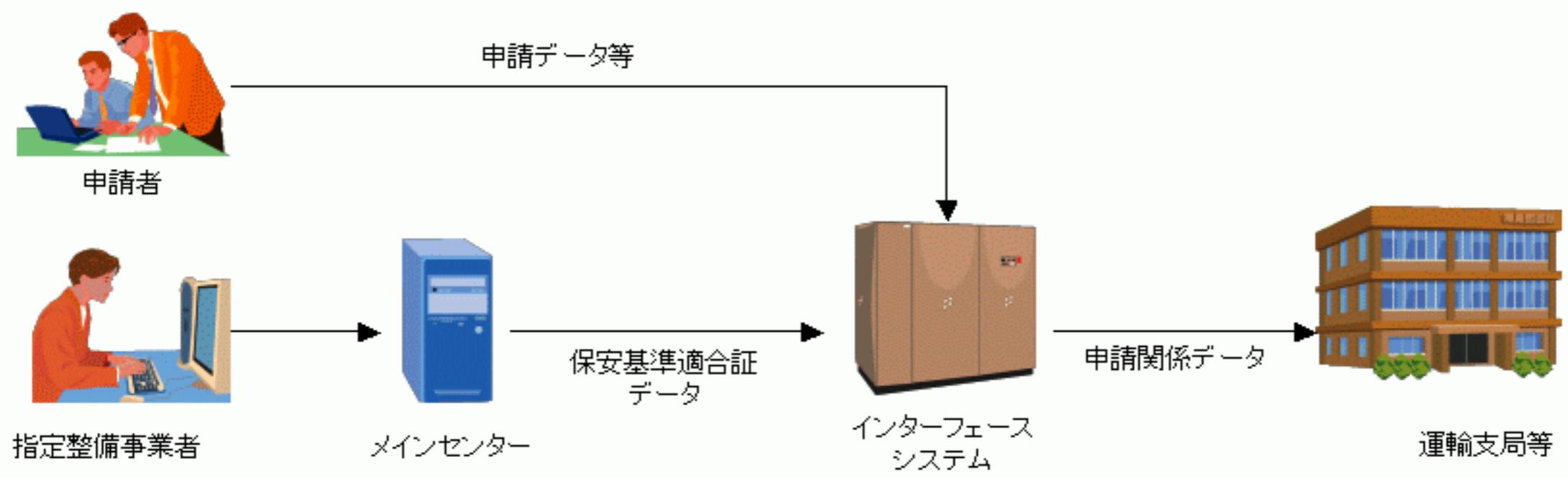
ワンストップサービスにおいては、保安基準適合性の証明は電子的に確認されることを検討している。

①指定整備事業者にて保安基準適合証の記載項目を入力し、業界団体等のシステム(保安基準適合証情報に係るメインセンター)へ登録する

(保安基準適合証の電子申請への対応に当たっては、業界団体等のシステムが指定整備事業者を認証する既存の仕組みの活用等も検討する)

②メインセンターからインターフェースシステムへ保安基準適合証データを送信し、インターフェースシステムはこのデータを運輸支局等へ送信する

※送信される保安基準適合証データは、メインセンターへの登録をもって必要な認証を受けられるものとする



4. 自動車損害賠償責任保険証明書

■自動車損害賠償責任保険証明書について

- ・自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。)証明書は、当該自動車について自賠責保険へ加入していることを証明する書類である
- ・自動車は自賠責保険へ加入されていない場合は運行の用に供してはならないため、自賠責保険へ加入していることを証明するため支局等で提示が必要である
- ・現在の申請においては代理店の発行した自賠責証明書を運輸支局等へ提示している

■ワンストップサービスにおける運用(案)

ワンストップサービスにおいては、自賠責保険への加入確認を行う方法として以下のような方法等を検討している

- ①保険代理店等において自賠責保険へ加入し、自賠責証明書の発行を受ける(ワンストップサービスを利用する場合でも紙の自賠責証明書は発行される)
- ②申請者は申請書作成時に自賠責証明書を参照し保険番号等を入力して申請する
保険番号にはチェックディジットを組み込み、容易に偽造が行えないものにする
- ③運輸支局等では審査時に保険番号等の正当性のチェックを行う。(後日加入状況について確認を行う)

※損保会社等のシステム化状況により、自賠責加入時に加入情報の電子化を行い、インターフェースシステムから自賠責加入の確認を行う方法も検討中

